継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直し (概要)

一行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんー

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議(座長:堀田力)に諮り、 その意見を踏まえて、平成22年3月30日、国土交通省に対しあっせんします。

(行政相談の要旨)

市町村合併が行われた後に自動車の継続検査を受けたが、検査申請書に新しい住所を記載したにもかかわらず、交付された車検証の住所は合併前の町名のままとなっていた。市町村合併後、相当の年月が経過しているのに、現存しない旧町名を表示しているのは混乱を招くので、新しい住所で車検証が発行されるよう改善してほしい。

※ 本件は、当省に上記の行政相談があり、関係行政機関に照会し検討を行ったが、現行の電子情報処理システムの改修等が必要となるため未解決となっていた事案(平成17~21年に同様の事案13件)を基に行政苦情救済推進会議において検討を行ったものである。

(制度の概要)

- 自動車の検査 → 自動車の構造、装置等の保安基準への適合状況を確認するもの (新規検査:452万件、継続検査:2,246万件(平成19年))
- 自動車の登録 → 自動車を使用する場合、電子情報処理システム内の自動車登録ファイルに車体番号、所有者等を登録する必要
- 自動車検査証(車検証) → 自動車が保安基準に適合していることの証明書(記載事項は自動車 登録ファイルに登録されている最新情報)
 - ※ 軽自動車についても、ほぼ同様の適用
- 自動車登録ファイルの住所表示を変更するには変更登録の申請が必要

(主な問題点等)

- 市町村合併の住所表示変更は、新住所に変更されたものとみなし、このため、電子情報処理システムには旧住所を新住所に自動的に変更する機能は付与されていない
 - ⇒ 自動的に変更するためのシステム改修は多額の費用を要するなど困難な面
- 一方、各運輸支局では、平成 18 年度以降、継続検査と住所表示変更手続の窓口を一元化するなど の簡便な住所表示変更手続を導入
 - ⇒ 先駆の石川運輸支局では市町村合併に伴う住所表示の変更件数が大幅に増加 (平 18 年 3,085 件→平 19 年 5,295 件)
- しかし、こうした手続についての周知は運輸支局により区々。さらに、末端ユーザーの自動車所有 者への利用の勧奨などは行われず
 - ・継続検査の9割は、自動車所有者が自動車整備事業者等に依頼して実施
 - ⇒ 自動車整備事業者等から自動車所有者への上記手続に係る情報伝達が重要

(あっせん要旨)

国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 普通自動車の所有者が、継続検査時に、市町村合併に伴う車検証の住所表示の変更を希望する場合には、それらが簡便な手続で同時にできるよう運輸支局等における取扱いを徹底すること。
- ② こうした手続を自動車の所有者及び検査手続に関与する事業者等に周知するとともに、自動車の所有者がこの手続を利用できるよう当該事業者等の団体に周知に関する協力を要請すること。
- ③ 軽自動車に関しても、①②に準じた取組が行われるよう軽自動車検査協会を指導すること。

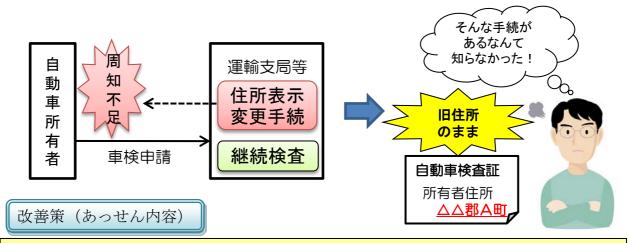


継続検査後に交付される車検証の住所表示の見直しについて

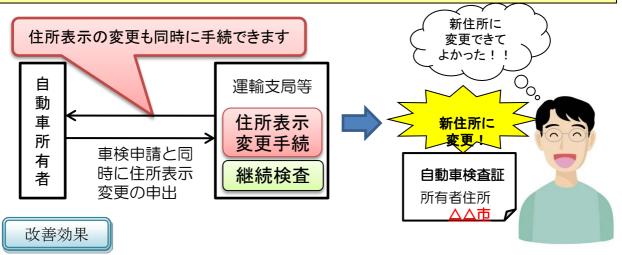
現状

【市町村合併】多くの地域で住所表示が変更(平11年:3,232市町村→平22年:1,730)

- 苦情の多数発生:「旧住所では混乱を招く」、「変更手続は負担」等 → 13件
- 市町村合併に伴う住所表示の変更の場合には、車検証の記載変更手続は必要とせず、新しい住所表示に変更されたものとみなすよう法的措置
 - → 現行の電子情報処理システムには住所表示を自動的に変更する機能を未保有
- 運輸支局では、変更を希望する者には継続検査の申請と同時に受付し、無料で手続できる取組を実施
 - → 実施は区々であり、自動車の所有者への周知が十分図られていない状況



- ① 普通自動車の所有者が、継続検査時に、市町村合併に伴う車検証の住所表示の変 更を希望する場合には、それらが簡便な手続で同時にできるよう運輸支局等におけ る取扱いを徹底すること
- ② こうした手続を自動車の所有者及び検査手続に関与する事業者等に周知するとともに、自動車の所有者がこの手続を利用できるよう当該事業者等の団体に周知に関する協力を要請すること
- ③ 軽自動車に関しても、①②に準じた取組が行われるよう軽自動車検査協会を指導すること



自動車の所有者の継続検査時における住所表示の変更手続の利用機会の確保

自動車検査・登録制度の概要

1 自動車の検査

- 自動車の構造、装置、性能などが、国が定める保安基準に適合しているかを確認 するため、一定期間ごとに行う検査
- 検査の種類
 - 新規検査:新たに自動車を使用しようとするとき
 - ・ 継続検査:車検証の有効期間満了後も自動車を引き続き使用するとき
- 検査の時期
 - ・ 新規の場合、1回目の継続検査は、新規検査の3年後、以降2年ごとに実施 (一般家庭等で用いられる自家用乗用車の場合)

点科士の正均は田左兆	普通自動車	軽自動車
自動車の平均使用年数	11年	12年

(注) 平成20年12月現在。財団法人自動車検査登録情報協会、指定法人軽自動車検査協会の 公表資料による。

2 自動車の登録

- 所有権の公証及び保有実態の把握を目的とし、国土交通大臣が管理する電子情報処理システム内の自動車登録ファイルに登録する制度(軽自動車については、 適用なし)
- 登録の種類
 - ・ 新規登録:新車や新たに使用に供する中古車を使用するとき
 - ・ 変更登録:自動車の所有者の氏名、住所、使用の本拠の位置等を変更したとき
- ※ 市町村合併に伴い住所表示の変更があった場合は、変更前の住所表示は変更後の新しい住所表示に変更されたものとみなされる(自動車登録令(昭和26年政令第256号)第24条)。

3 自動車検査証

- 検査日において当該自動車が保安基準に適合していると証明した書面(自動車 登録ファイルに登録された最新の情報を記載)
- 自動車の取引等の実務においては、事実上、所有者確認の書面として機能
- 車検証の記載事項に変更が生じた場合には、自動車の所有者は15日以内に車検 証の記載変更手続が必要
- ※ 市町村合併に伴う住所表示の変更の場合は、記載変更手続は不要(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第67条第2項)

4 自動車検査等の実施機関

- 普通自動車 → 国土交通省運輸支局及び自動車検査登録事務所
- 軽自動車 → 指定法人軽自動車検査協会の地方事務所

自動車の検査件数

(単位:万台)

区分		平成17	平18	平19	
新規検査		5, 143	4, 781	4, 522	
継続検査		2, 257	2, 197	2, 246	
	ユーザー車検	210	204	203	

- (注) 1 国土交通省自動車交通局「数字でみる自動車2009」及び同省公表資料「全国検査業務量(年報)」 による。
 - 2 ユーザー車検とは、自動車所有者自らが運輸支局等に車両を持ち込んで車検を受けるものである。

資料4

平成11年 3,232市町村

市町村合併の状況

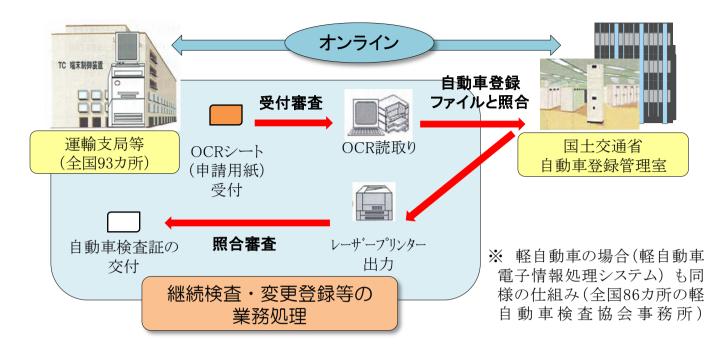


資料 5

自動車検査証の様式

総務省自治行政局の公表資料による。

自動車登録検査業務電子情報処理システムの概要



資料 7

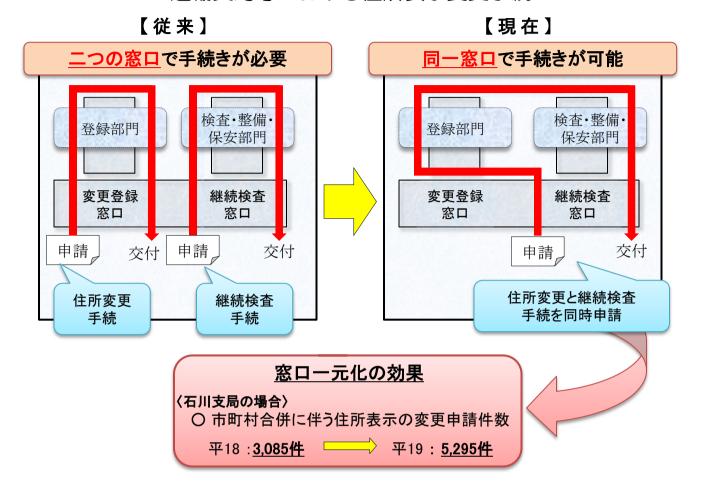
他の電子情報処理システムの例

市町村合併等により地名変更があった場合、社会保険や恩給の業務 処理システムにおいては、専用のプログラム等により随時、住所情報 を更新

① 書類送付のために必要な住所情報に係るもの				
	恩給業務システム	総務省	受給者の住所	
	社会保険オンラインシステム	厚労省	受給者の住所	
② 免許者の住所地に係るもの				
	運転免許証関係システム	都道府県警察	免許者の住所	
③ 登録の対象たる事項の所在に係るもの				
	登記情報システム	法務省	不動産登記記録の表題部 (注)	

- (注)1 当局の調査結果による。
 - 2 登記情報システムについては、「所有者の住所」は自動的に更新される仕組とはされていない。

運輸支局等における住所表示変更手続



資料 9

各運輸支局における住所表示変更手続の状況

+日名 実施			手続の周知状況			
支局名	時期	窓口での手続	窓口掲示	チラシ配布	関係団体	末端 ユーザー
秋 田	H18.11	専用用紙に記入	0	0	0	×
群馬	H18.12	窓口へ申出	0	×	×	×
石 川	H18.10	専用用紙に記入	0	0	0	×
三重	不明	窓口へ申出	×	×	×	×
滋賀	H18.12	専用用紙に記入	0	0	×	×
岡山	H18.11	<i>''</i>	0	0	0	×
熊本	H19.4	<i>''</i>	0	×	×	×

市町村合併に伴う車検証の住所表示に関する 国民からの苦情

「旧住所では混乱を招く」、「変更手続は負担」等



13件

局所名		受 付	申 出 要 旨
滋	賀	平21年	合併後相当の年月が経過しているが、軽自動車の車検証の住所表示は旧町のままとなっており、新住所への修正は自分で手続をしなくてはならず納得できない。
滋	賀	平19年	継続検査時の車検証は、住所変更手続をさせるのではなく、当然、 合併後の住所で発行すべきである。
奈	良	平19年	車検証の交付を受けたところ、所有者の住所表示が市町村合併前のままであったので、新住所のものを交付してほしい。
高	知	平19年	車検を受けた際、市町村合併による住所表示の変更を業者に頼んだが、お金をとられた。住所表示の変更は個人の事情によるものではなく納得できない。
長	崎	平19年	車検後に交付された新しい車検証の住所は市町村合併以前の旧 住所のままであるが、運輸局は新住所に変更するべきではないか。
群	馬	平19年	継続検査を受けたが、車検証の住所は市町村合併前の旧住所のままであった。運輸支局で自動的に住所表示を変更してほしい。
新	潟	平18年	車検証に市町村合併前の旧住所が記載されており、このままでは 混乱を招くので改善してほしい。
長	野	平18年	市町村合併で新しい市になったのに、交付された車検証が旧村名 のままとなっているのはおかしい。
鹿児	島	平18年	市町村合併に伴う住所変更に併せて、運輸局も車検証の所有者等 の住所変更を行ってほしい。
石	JII	平18年	継続検査の際に合併後の住所表示に変更手続をしたが、一旦、旧 住所で車検証を作成しなければならないのは納得できない。
四	国	平18年	交付された車検証の住所が合併前の町になっていた。合併後の新 しい市の住所にすべきだ。
山	梨	平18年	市町村合併が理由であっても、車検証の住所表示の変更は所有者の申告制であり、所有者にとっては負担となっている。自動的に変更されるようにしてほしい。
秋	田	平17年	車検証(軽自動車)の住所表示が変更されていないので、新住所に するよう改善してほしい。

⁽注) 本件は、平成17年以降に総務省の行政相談に申出のあったものである。

国土交通省の意見

(1) 電子情報処理システムの改修について

- 普通自動車情報システムを改修するためには、同システムに蓄積している約53万件(平成21年10月現在)の住所について、住所表示の変更の有無をチェックし、変更があるものについて新住所に対応づけるプログラムを追加する必要があり、そのためには数億円の費用を要する。また、平成24年1月稼働を予定して構築中の新システムに当該プログラムを追加することは、必要性が小さいこと、作業日程等からみて困難である(自動車交通局自動車情報課)。
- 軽自動車情報システムを改修するためには、普通自動車の場合と同様のプログラムを追加する必要があり、数千万円の費用を要する。さらに、当該プログラムを追加した場合、軽自動車情報システムが稼働する以前の検査記録(平成15年12月以前に車両番号の指定を受けた約600万台分の記録)の住所については、別の処理も要するため、処理に時間がかかり、サービスの低下につながるおそれがある(自動車交通局技術企画課)。

② 運輸支局等の窓口における対応について

- 全国の運輸支局においては、平成18年度以降、それぞれ独自の方法で合併による住所変更に係る取組を実施している。実施方法については、選択肢があってよいと考えているが、全国的な実施状況については、区々となっている面もあるので、効率的な実施方法等について検討していきたい(自動車交通局自動車情報課)。
- 軽自動車等については、継続検査と同時に新しい住所表示に変更 を希望する者には、記載変更の申請手続をしてもらっているが、今 後の実施方法については、普通自動車の場合の取り扱いも踏まえつ つ方策を検討したい(自動車交通局技術企画課)。

= 関係法令等抜粋 =

〇道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号)

(変更登録)

- 第十二条 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏 名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があつたときは、その事由があ つた日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。 だし、次条の規定による移転登録又は第十五条の規定による永久抹消登録の申請をすべき 場合は、この限りでない。
- 2 前項の申請をすべき事由により第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入の申請をすべきときは、これらの申請は、同時にしなければならない。
- 3 4 (略)

(継続検査)

- 第六十二条 登録自動車又は車両番号の指定を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型 自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとすると きは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。 この場合において、当該自動車の使用者は、当該自動車検査証を国土交通大臣に提出しな ければならない。
- 2 国土交通大臣は、継続検査の結果、当該自動車が保安基準に適合すると認めるときは、 当該自動車検査証に有効期間を記入して、これを当該自動車の使用者に返付し、当該自動 車が保安基準に適合しないと認めるときは、当該自動車検査証を当該自動車の使用者に返 付しないものとする。
- 3 4 (略)
- 5 <u>自動車の使用者は、継続検査を申請しようとする場合において、第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入の申請をすべき事由があるときは、あらかじめ、その申請を</u>しなければならない。

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

- 第六十七条 自動車の使用者は、<u>自動車検査証の記載事項について変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。</u>ただし、その効力を失つている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。
- 2 前項の規定は、行政区画又は土地の名称の変更により、自動車の使用者若しくは所有者 <u>の住所又は自動車の使用の本拠の位置についての自動車検査証の記載事項の変更があった</u> 場合については、適用しない。
- 3 4 (略)

〇自動車登録令(昭和 26 年政令第 256 号)

(行政区画の名称等の変更)

第二十四条 行政区画又は土地の名称の変更があつたときは、当該行政区画又は土地の名称 に係る登録等は、変更後の行政区画又は土地の名称に変更されたものとみなす。